

航空自衛隊仕様書(地方調達用)			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	高圧ガス容器の耐圧検査及びバルブ交換	松基LPS-X00776	
		承認	令和 3年 4月 5日
		作成	令和 3年 4月 2日
		改正	令和 4年 4月 7日
			令和 年 月 日
作成部隊名	補給隊		

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊松島基地において使用する高圧ガス容器の耐圧検査及びバルブ交換について適用する。

1.2 用語の定義

本仕様書に使用する用語の定義は次に示すとおりとする。

a) F210刻印容器

航空自衛隊で登録されている高圧ガス容器¹⁾(以下、「高圧ガス容器」という。)をいう。

注¹⁾ 航空機等諸器材付属の容器で、F210刻印が無い容器の場合でも分任物品管理官管轄の容器は、F210刻印容器として適用するものとする。

b) 業者容器

上記a)以外の高圧ガス容器をいう。

c) 耐圧検査

高圧ガス保安法(第49条)に基づく高圧ガス容器の耐圧検査及びバルブの検査をいう。

d) 不合格容器

耐圧検査により再充填禁止容器に指定された高圧ガス容器をいう。

e) バルブ交換

耐圧検査時、不合格となったバルブの交換をいう。

件名	高圧ガス容器の耐圧検査及びバルブ交換
----	--------------------

f) 官給品のバルブ検査

官給されたバルブを高圧ガス容器に取り付け後、耐圧検査を実施することをいう。

g) 指定検査場所

契約相手が指定する検査場所をいう。

1. 3 関連文書

a) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）（以下、「法」という。）

b) 容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）（以下、「容器則」という。）

c) 高圧ガス容器の取扱い及び整備¹⁾（J. T. O42B-5-1）（以下、「J. T. O」という。）

注¹⁾ J. T. Oが現行の法令と齟齬する場合は、現行法令を優先するものとする。

2 役務に関する要求

2. 1 高圧ガス容器の耐圧検査

a) 高圧ガス容器の受渡し

航空自衛隊松島基地高圧ガス貯蔵所（別図第1、別図第2）で実施することを基準とする。また、法に基づく受渡伝票（任意様式）で、官側と契約相手方の双方で確認するものとする。

b) 内部洗浄等

高圧ガス容器内部に残留する不純物を水で洗浄し、乾燥させるものとする。

c) 耐圧検査

契約相手方は、指定検査場所において、耐圧検査を実施するものとし、検査結果は書面（任意様式）により提出するものとする。

d) 官給品のバルブ検査

契約相手方は、官側から提供を受けたバルブを指定検査場所において耐圧検査を実施するものとする。

e) 刻印

耐圧検査合格時は、関連文書に基づく刻印を表示するものとする。その際、耐圧検査合格年月を受領検査官が確認しやすいよう表記するものとする。（高圧ガス容器の色以外のペンでなぞる等）

f) 塗装及び表示

高圧ガス容器の塗装は、関連文書に基づき全面を下塗り及び上塗りの2回行うことを基準¹⁾とする。（細部は別紙のとおり。）

表示の詳細は、別図第3、別図第4によるほか、関連文書に基づき実施するものとする。

件名	高圧ガス容器の耐圧検査及びバルブ交換
----	--------------------

る。

注¹⁾ 技術的な進歩により全面塗装が簡素化できる場合は、その旨を監督官に申し出てその指示を受けるものとする。

g) 不合格容器

耐圧検査において、不合格容器が発生した場合は、2. 1e から2. 1f を省略することができるものとする。

h) 品質保証

契約相手方は、高圧ガス容器再検査成績書（任意様式）及びバルブ再検査成績書（任意様式）により、高圧ガス容器及びバルブの品質を保証するものとする。また、2. 1a に示す高圧ガス容器受渡しから3. 1 に示す受領検査において、故意又は過失により高圧ガス容器に損害を与えた場合は、契約相手方の責任において修復するものとする。

2. 2 高圧ガス容器のバルブ交換

バルブ交換が必要になった場合（事前に交換指示を受けた高圧ガス容器を除く。）は、正常なバルブに交換すると共に、速やかに官側へ連絡するものとする。また、その際、発生した不合格バルブは発生材として官側に返納するものとする。

3 検査

3. 1 受領検査

耐圧検査完了後の受領検査は、2. 1a に示す場所で実施するものとし、受渡伝票（任意様式）で官側と契約相手方の双方で確認するものとする。

- a) 受領検査官は、高圧ガス容器の外観検査及び耐圧検査合格年月を確認するとともに、高圧ガス容器再検査成績書（任意様式）の確認をもって合格と判定するものとする。また、不合格容器も同様に判定するものとする。
- b) 受領検査官は、バルブの外観検査及びバルブ検査合格年月を確認するとともに、バルブ検査成績書（任意様式）の確認をもって合格と判定するものとする。また、不合格バルブも同様に判定するものとする。
- c) 2. 2 に示すバルブ交換の発生材は、数量等の確認をもって受領するものとする。

4 その他の指示

4. 1 その他

本仕様書に明示されない事項及び不明な事項については、監督官に申し出てその指示を受けるものとする。

塗装及び表示に関する細部事項等について

1 高压容器の下地処理

高压ガス容器本体及びキャップの外表面全体について、錆、グリース、ペンキ類をすべて取り除き、酸洗い又はこれと同等以上の処理を施し、十分水洗い乾燥の後、エナメル又はこれと同等以上の塗料を用い下塗り、上塗りの2回全面塗装¹⁾を行うものとする。

注¹⁾ 技術的な進歩により全面塗装が簡素化できる場合は1回塗装を可とする。

2 高压ガス容器の塗色及び表示

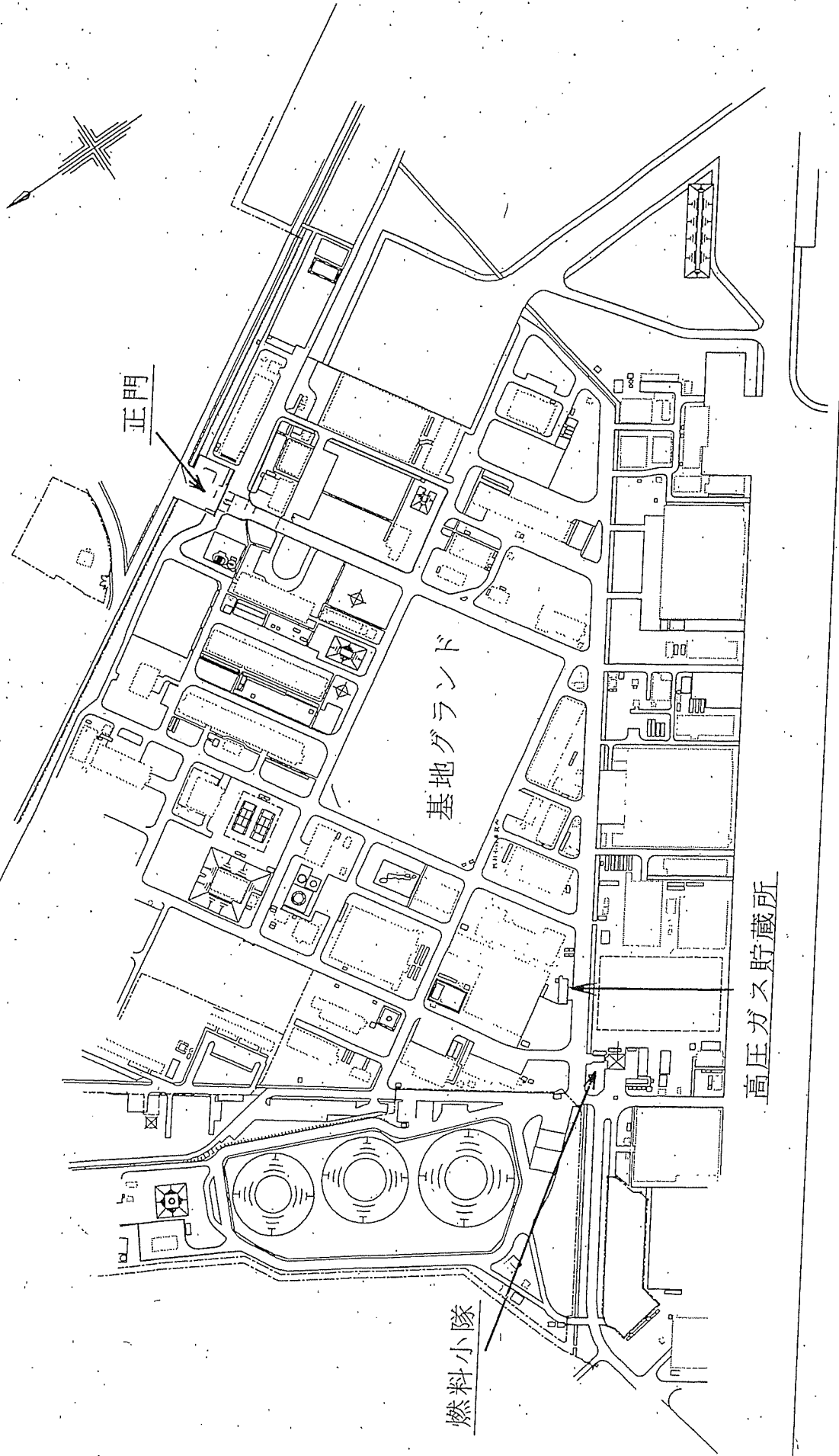
法及び容器則のほか、J. T. Oに基づく塗色をするものとする。

高压ガスの種類	高压ガスの細部	塗色の区分	文字の色	性質を表す文字		航空自衛隊標識	備考
				燃	毒		
酸素ガス	航空吸入用酸素	黒	白	/	/	白	細部は別図第3、4のとおり
	工業用酸素	黒	白	/	/	白	
窒素ガス	/	ねずみ色	白	白	黒	白	
アルゴンガス	/						
ヘリウムガス	/						

3 その他

法改正等により、高压ガス容器の塗色が変更された場合は、法令を優先するものとする。

航空自衛隊松島基地全体図



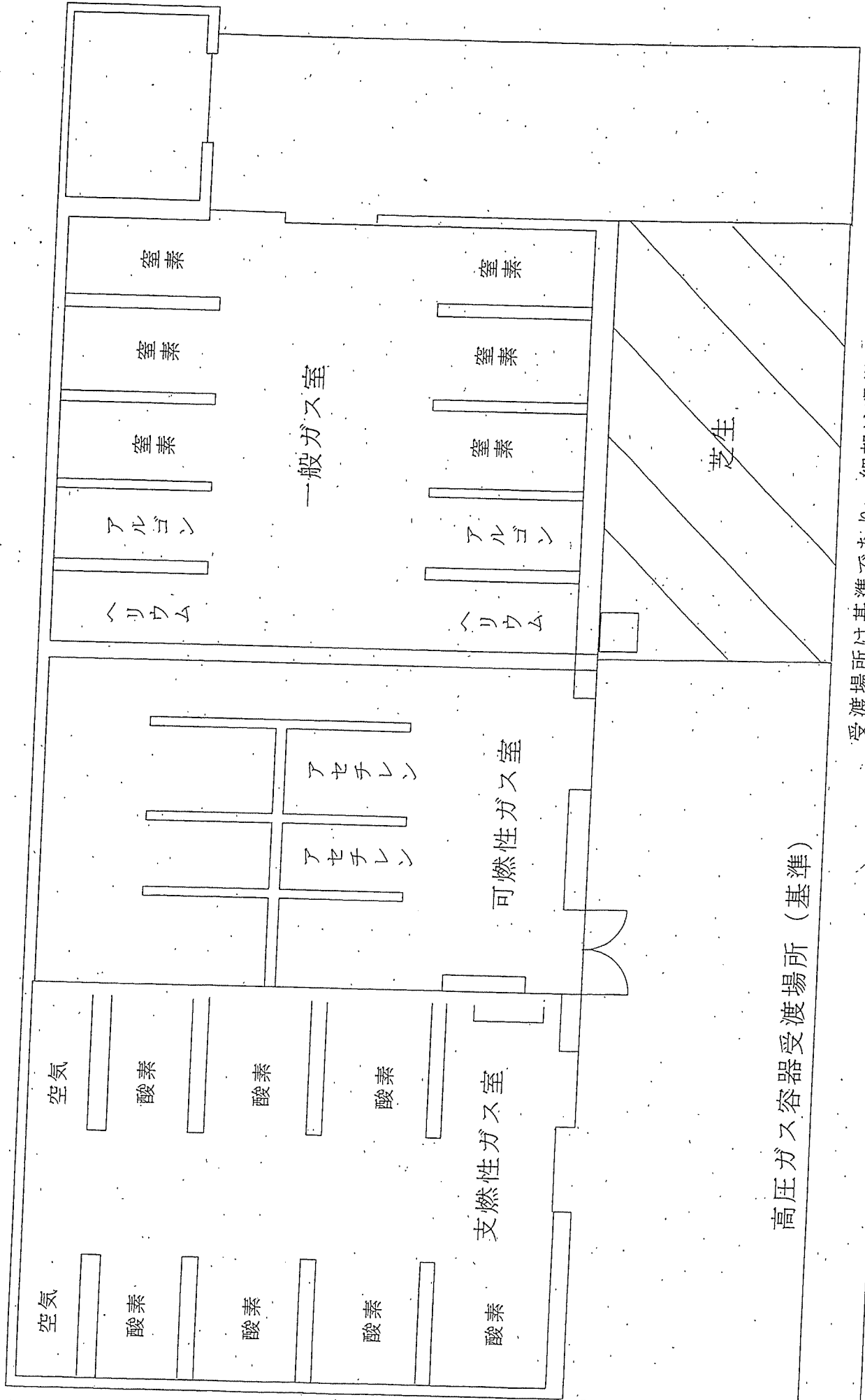
正門

基地グラウンド

高圧ガス貯蔵所

燃料小隊

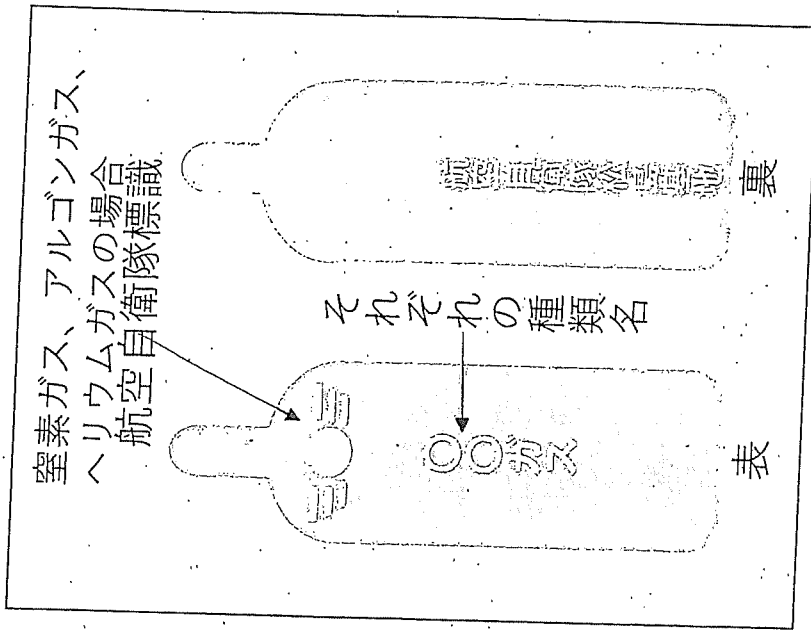
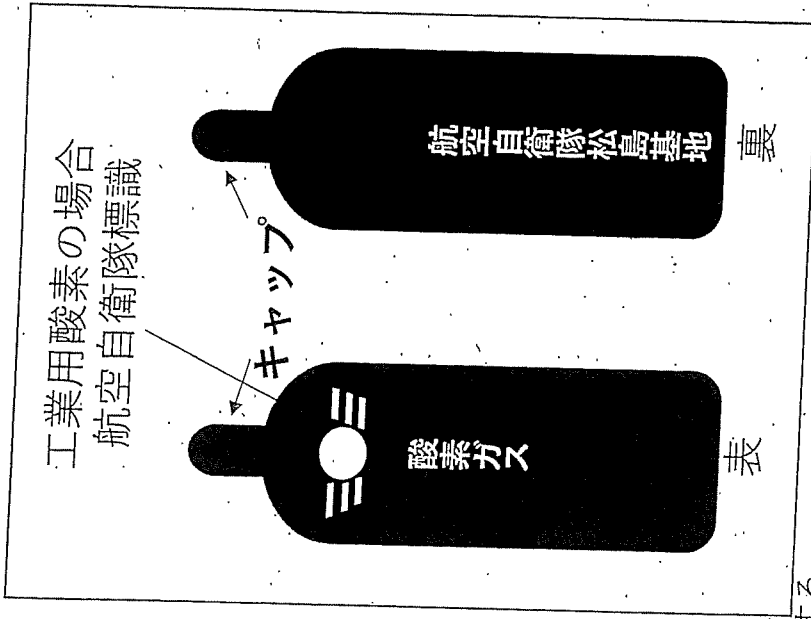
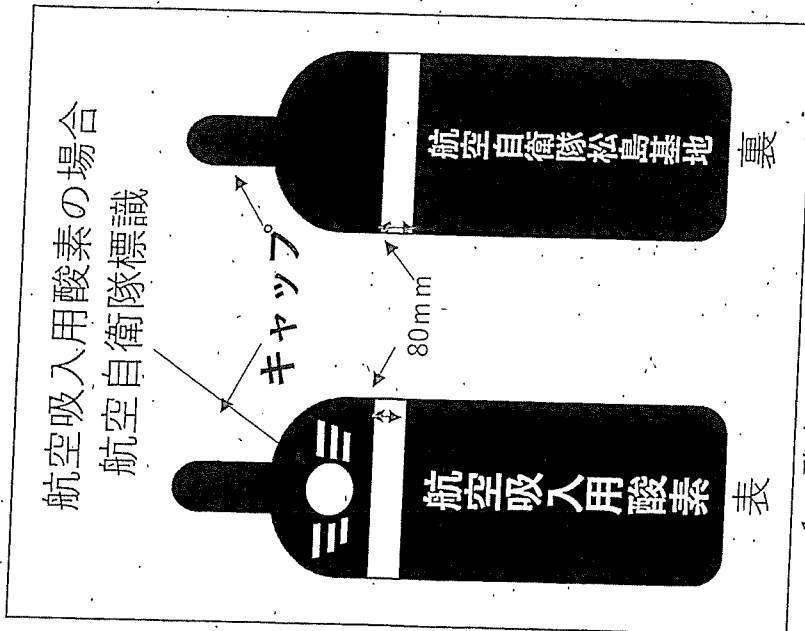
高圧ガス貯蔵所



高圧ガス容器受渡場所 (基準)

受渡場所は基準であり、細部は現場で示すものとする。

高圧ガス容器の塗色及び表示 (基準)



- 1 酸素ガス容器は全体を黒色で塗色する。
- 2 航空吸入用酸素は、キャップの下端から容器の長さ1/4のところに、約80mmの白線を表示する。
- 3 窒素ガス、アルゴンガス、ヘリウムガス容器はねずみ色で塗色する。
- 4 文字の色は、白色とする。
- 5 航空自衛隊標識は、別図第4のとおり。

